

第6回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年12月25日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嵯 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 令和 3 年度浜中町農業委員会事業計画の策定について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 令和 3 年度浜中町農業委員会予算の提出について |
| 日程第 11 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第6回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今年も残すところ1週間となり、何かと忙しい中、本総会に全委員出席くださいましてありがとうございます。

この冬は太平洋沿岸では、連日のように晴天が続き、異常乾燥の状態が続いており、また、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、1人1人の行動が制限されております。本来でしたら秋から冬にかけてのこの時期に研修会等で色々と研さんを積んでいただき、委員個々の見識を高めてもらう時期ではあります、なかなか思うようにはいきません。来年に向けて別の方法を考えて研修の機会をセットしたいと思います。その際はよろしく願いいたします。

委員改選が行われて半年が過ぎました。新しく委員になられた方々も委員会の流れが少しずつ掴めてきたかと思えます。今後とも活動をよろしく願いいたします。

本総会では報告1件、議案4件を提案させていただいております。慎重審議をお願いしまして、開会の挨拶といたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番新井委員、10番妹尾委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得2件でございますが、整理番号1の届出人は、釧路市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏と同住所の〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、持分〇分の〇ずつを〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が、それぞれ権利を取得した旨の届出でございますが、詳細につきましては、議案書2ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に整理番号2の届出人は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、西円朱別西〇〇線〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書3ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1、2を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、

浜農委2-19号の願い出人は、熊牛〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は熊牛〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡で、登記地目変更後の売渡を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、谷口委員、百々委員、山下委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。

浜農委2-19号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委 2-19 号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委 2-19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第 3 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転 2 件、使用貸借による権利の設定 1 件、合計 3 件の許可申請でございますが、

整理番号 1 の権利を移転する者は、釧路市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏と同住所の〇〇〇〇氏で対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号 2 の権利を移転する者は、釧路市〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏と同住所の〇〇〇〇氏で対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号 3 は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えさせていただきます。

長 島 主 事	(詳細説明あるも省略)
事 務 局 長	(補足説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 続いて、担当委員より補足説明を受けます。 まず、整理番号1について、1番嵯峨委員お願いします。
嵯 峨 委 員	〇〇さんが今回買う土地は〇〇さんの所有する農地に隣接しており、これまでも賃貸借で〇〇さんが使用していた土地であります。このあとも適正に管理されると思いますので、許可することに問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 次に、整理番号2についても1番嵯峨委員お願いします。
嵯 峨 委 員	今回買う土地は〇さんが以前より使用していた土地で、〇さんの所有する土地の隣接地であり、これまでも適正に管理されておりますので、許可することに問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 次に、整理番号3について、3番橋場委員お願いします。
橋 場 委 員	元々〇〇〇さんの土地でありますので、何ら問題ないと思います。
議 長	ありがとうございました。 それでは、これから議案第2号の質疑を行います。 まず、整理番号1について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1～3を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 令和3年度浜中町農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 令和3年度浜中町農業委員会事業計画(案) についてご説明申し上げます。

〇〇月〇〇日に開催した農政部会におきまして、内容について概要を説明、審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

事業計画全体の構成ですが、前段に事業計画、後段に最近の農業・農業委員会をめぐる情勢と課題について記載しております。

それでは事業計画の概要について順にご説明申し上げます。

1 ページ目で「はじめに」では、農業委員新制度移行後2回目の改選や農地利用の最適化、担い手不足、高齢化による農家戸数の減少、荒廃農地拡大の懸念、新規就農以上に離農が進むなど本町が抱える課題等について記載いたしました。

次に、2ページの「基本方針」でございますが、ここでは農業委員会の基本的な活動方針ということで、全道170農業委員会活動強化推進運動による4項目をあげております。

1 点目、農地利用の最適化に向けた農地制度の適正かつ円滑な執行

2 点目、優良農地の確保・有効利用と遊休農地の解消・発生防止活動による農地利用の最適化の推進

3 点目、認定農業者・法人等の多様な担い手の確保・育成による農地利用の最適化の推進

4 点目、地域の実情に応じた農業・農村の活性化対策の推進として基本的な活動方針を掲げています。

次に、「運動の重点事項」として、5 項目掲げております。

1 項目目として、「農地管理と有効利用に向けた機能の発揮」ということで、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえ、農業者等に対する啓発活動や指導について、「農地パトロールの確実な実施」、「農業後継者など担い手の確保・育成の推進」、「情報提供活動の見える化の推進」、「農業者年金の普及啓発と加入促進」、「農地中間管理機構との連携並びに事業推進」などについて記載しております。

次に2 項目目として、「農業構造政策の積極的な推進」では、「担い手への利用集積の推進」をはじめとした農地の流動化と後継者対策、新規就農の促進、農地中間管理事業の円滑な推進について記載しております。

次に、3 項目目の、「農業振興施策・提言の実践」として、「農地利用等の推進に関する事項について、関係行政機関等に対する意見提出の取り組みや、農業者・関係団体等との話し合い活動の推進」、また、それら団体等との連携・実践活動の展開について記載しております。

4 項目目、「情報活動の強化」としては、農業委員会の活動や役割、また、農業情勢に係る情報収集・情報提供について、具体的には、「賃借料情報の提供」、「農業委員会だよりの発行」、「ホームページの更新」、「全国農業新聞の普及拡大」などを記載しております。

5 項目目でございますが、「活動体制の整備・強化」として、農業委員会活動の必要性と、委員・事務局職員の資質向上の関係について、各委員の地区担当制の徹底と地域活動の推進、自主的な研修会の開催、積極的な各種研修会への参加などについて記載しております。

次に6 項目目の「農業者年金の加入促進」ですが、例年に引き続き、各委員の活動、声かけ、あるいは浜中町農業協同組合との連携により加入推進に努め、令和3 年度についても毎年の単年度目標5 名の加入を数値目標として計画しております。

次に、5 ページ「執行体制」についてですが、1 項目目には、毎月の総会を始めとする諸会議の開催について、2 項目目として、法令に基づく所掌業務について、主なものを記載しています。3 項目目として、農地等の利用の最適化を含めた農業振興のための不可欠な業務について、6 ページの4 項目目は農業委員の社会的地位と役割について記載しています。

以上で、事業計画の部分の説明は終わりました、

7 ページの「農業と農業委員会をめぐる情勢と課題について」の説明をさせていただきます。

1 点目は「農業従事者数の減少」として5 年前と比較して3 9 万6 千人減り、平均年齢も6 7. 8 歳と高齢化が進んでいる。また、家族経営が3 0 万3 千戸減り、逆に団体経営が3 万8 千で1 千増加した。

2 点目は「農地面積の減少」で前年より2 万5 千h a 減少し、6 0 年間減り続けている。

3 点目は、「新規就農者の減少」で2 0 1 9 年4 5 4 人で過去1 0 年間で初めて5 0 0 人を下回り、今後更に農家戸数減少が懸念されます。

4 点目は、農業委員会業務に欠かすことができない「農地台帳の整備・公表」について記載しております。

次に7ページの3「農地台帳の整備など」では、農業委員会業務では農地台帳は日常業務で欠かすことができないシステムでありますので、協議会との情報交換やバージョンアップに努めることを記載しております。

次に8ページの、5「農業委員会組織の役割・機能と活動」についてですが、これも昨年度同様です。改正農委法による組織の体系と全国農業会議所が掲げる「農業委員会組織の使命」と「組織の条件」を記載しています。

以上、令和3年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 令和3年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 令和3年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、令和3年度の予算総額は、歳入で前年度対比〇〇万〇,〇〇〇円減の〇〇〇万〇,〇〇〇円、歳出で前年度対比〇〇万〇,〇〇〇円減の〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円でございます。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明させていただきます。

まず、歳入14款 使用料及び手数料の現況証明手数料は〇万〇,〇〇〇円増の〇万〇,〇〇〇円、16款 道支出金の農業委員会交付金は前年同額、機構集積支援事業補助は〇万〇,〇〇〇円減の〇〇万〇,〇〇〇円、農地利用最適化交付金は〇〇万〇,〇〇〇円減の〇〇〇万円、21款 諸収入の雑入は〇万〇,〇〇〇円減の〇〇〇万〇,〇〇〇円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

5款1項1目、農業委員会費の「農業委員会委員に要する経費」の総額は、農業委員の改選に係る経費が不要となったことにより、前年度対比〇〇万円減の〇〇〇万〇,〇〇〇円、

次に、「農業委員会事務局に要する経費」の総額は、委託料の減額や次年度購入予定の農業委員会公用車に係る経費の新規計上などを差し引きし、前年度対比〇万〇,〇〇〇円減の〇〇〇万〇,〇〇〇円、

次に、「農業者年金事務に要する経費」の総額は、コピー用紙の単価の増額により前年度対比〇,〇〇〇円増の〇〇万〇,〇〇〇円、

5款1項6目、農用地集団化事業費の「農用地集団化に要する経費」については、事業自体を予算計上しないこととなったため、前年度対比〇万〇,〇〇〇円減の〇円となっております。

以上、令和3年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案につきましては、〇〇月〇〇日開催の農政部会において、承認をいただき、ご提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。
10番、妹尾委員。

妹尾委員 収入と支出の差はどうやって埋めるのか？

農政係長 町の予算は他の協議会予算のように歳入・歳出が一緒になることはなく、交付金等を活用して埋められる部分は埋めている形になっております。

事務局長 町の一般会計の予算は地方交付税で成り立っている部分もあり、歳入・歳出が一緒になることまでは求めていません。他の部局の予算も含めた大まかなくくりで予算をみているため、赤字になることは仕方ない部分もあります。

妹尾委員 報酬が適切かどうかというのはどうみればいいのか？

事務局長 報酬の部分は交付金を充当し、皆さんの報酬を支払っている。ただし、すべての農業委員会の支出を交付金等で賄っているわけではない。

妹尾委員 そういう議論ではなくて、今の報酬額は20年くらい前の農業委員さんの報酬額と違うと思うが、今この報酬額で、この報酬額が適切かどうかの目安はあるのか？何かの決まりで農業委員はいくらと決まっているのか？例えば、議会で委員の報酬額について、高い安いの議論が出たときに、どうやってこの値段が適切ですというのかを聞きたい。

事務局長 農業委員の報酬の部分は平成17年に農業委員だけではなく教育委員、選挙管理委員、固定資産評価審査委員など、町内の非常勤の方の評価をした経過がまずあります。それぞれの分野で算定基礎があり、農業委員だったら町内の農家戸数や農地面積に応じて活動割合が出てくる。他の町もそうですが、教育委員も学校の数とかそういう部分から割り出されており、それぞれの委員の報酬はこれだけと条例の中で定められている。その報酬額について審議するために報酬等審議会があり、そこに町長が諮問し、最終的に議会の承認を受け、皆さんの報酬が決まっている。

議長 基本的に報酬等審議会が答申した金額が今の農業委員の報酬の基礎になっている。今後報酬が妥当かどうかについては、我々ではなく議会などで見直しの話があった場合が変わることはあり得ます。
他に質疑ございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、1月28日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月28日、木曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、1月28日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第6回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

9番 新井功仁恵

浜中町農業委員会

10番 妹尾伸二

農地法第3条調査書

調査日：令和2年12月17日

第6回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (所有権移転)

譲渡人	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	譲受人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	嵯峨委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和2年12月17日

第6回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (所有権移転)

譲渡人	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	譲受人	〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	嵯峨委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和2年12月17日

第6回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3 (使用貸借)

貸主	○○○ ○	借主	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	